

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会記録

令和5年6月12日

【開催日】 令和5年6月12日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時12分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	宮本政志
委員	伊場勇	委員	岡山明
委員	古豊和恵	委員	前田浩司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹		
----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	辻村征宏
総務部次長兼人事課長	古屋憲太郎	総務課長	河田圭司
総務課主幹	奥田孝則	総務課総務法制係長	田島正秀
総務課総務法制係主任主事	樋口栞	企画部長	和西禎行
財政課長	山本玄	財政課主幹	別府隆行
財政課財政係長	江本洋治	財政課調整係長	原川寛子
シティセールス課長	村田浩	シティセールス課長	池田哲也
協創部長	篠原正裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河上雄二
市民活動推進課主幹	西崎大	市民活動推進課市民活動係長	竹森和貴
教育長	長友義彦	教育部長	藤山雅之
教育次長兼社会教育課長	矢野徹	教育総務課長	浅川縁
教育総務課主幹	熊川貴史	中央図書館長	山本安彦
中央図書館副館長	増富久之		

【事務局出席者】

事務局長	河口修司	議事係長	山田寿実子
------	------	------	-------

【審査内容】

1 議案第35号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について

午前9時 開会

笹木慶之委員長 ただいまから、一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開催いたします。なお、皆さんにお断りしておきますが、本来であれば、委員会からということですが、執行部の諸事情によって変更したことを御了解をいただきたいと思います。それでは、今申し上げましたようにこの審査を始めますが、まず執行部から説明いただきます。審査番号1番。教育委員会から説明をお願いしたいと思います。

浅川教育総務課長 それでは、教育総務課分を御説明いたします。補正予算書18ページ、歳出予算10款2項3目学校建設費の財源内訳の変更です。高千帆小学校屋内運動場外壁改修事業の財源につきまして、国の内定があったことに伴い、国庫支出金が11万7,000円の増額となり、また起債の種類の変更で、市債が220万円の増額となり、一般財源が231万7,000円の減額となります。続いて10、11ページ、歳入予算、15款2項6目教育費国庫補助金、学校施設環境改善交付金が11万7,000円の増額、12、13ページ22款1項8目教育債、小学校施設改修事業債が220万円の増額を計上しています。

笹木慶之委員長 ただいま執行部から説明がありましたが、順番に質疑をお願いしたいと思います。まず、10款2項3目教育総務課の歳入と、それから小学校の施設改修事業費債等について質問ございませんでしょうか。

伊場勇委員 地方債の補正ということですが、これは、新しく何か取決めが変わったんですか。その内容を少し説明してください。

浅川教育総務課長 実際は別の起債を充てることにしていたのですが、国の内

定によりまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象事業になったため、より有利な起債を充てることで変更になりました。

笹木慶之委員長 私も少しお尋ねしますが、今「より有利な」と言われましたが、どのように有利なんですか。

浅川教育総務課長 最初に充てておりました起債は、学校教育施設等整備事業債という起債で、補助分の充当率が90%でありましたが、国の内定によりまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の補助分充当率100%の起債を充てることができるようになりました。

笹木慶之委員長 充当率が90%から100%になったということですね。それによって変更したということですね。それでは次に参ります。10款5項2目、中央図書館から説明をお願いします。

増富中央図書館副館長 それでは、中央図書館分について御説明いたします。予算書の18ページ、19ページをお開きください。10款 教育費、5項 社会教育費、2目 図書館費、166万9,000円の増額は、中央図書館の消防設備について、消防設備点検により、至急改修等が必要なため増額するものです。内訳としまして、需用費、消耗品費8万5,000円は消火器の購入、修繕料155万1,000円は、誘導灯、煙感知器、非常用放送設備の改修費用、役務費の手数料3万3,000円は、屋内消火栓の点検手数料となっております。説明は以上です。ご審査のほど、よろしく願いいたします。

笹木慶之委員長 ただいま説明がありましたが、委員から質疑はございませんでしょうか。

伊場勇委員 この消火器と煙探知機なんですけど、これは更新年度があつてということですか。どういう変更理由があつたんでしょうか。

増富中央図書館副館長 委員がおっしゃられるとおり、消火器は耐用年数が経過したものがございましたので、その交換となっております。煙感知器は1台、感知不良のものがございましたので、その改修です。

伊場勇委員 消防点検もすごく大事なことで、毎年行われているのかなと思うんですけども、今年度も、消火器だったら補正を出さなくても確認できたのかなと思いますし、その辺いかがでしょうか。

増富中央図書館副館長 毎年実施するものです。昨年度に実施しまして、改修が必要なものの経費につきまして、見積りを担当の業者に依頼していたところなんですけど、見積書の提出が3月になってしまいまして、それで当初予算の要求に間に合わなかったということで、今回の補正になったという次第です。

岡山明委員 警報が鳴ったときに、図書館の中でスプリンクラーが作動するという、そういう設備はあるんですか。

増富中央図書館副館長 スプリンクラーもございます。当然、煙の感知で非常ベルがなりまして、それに対応して作動するようになっております。

岡山明委員 煙感知器の点検をされて、異常があったという状況で、スプリンクラーとの関係で検査とか、調査とか、その辺は大丈夫ですかね。

増富中央図書館副館長 消防設備点検は年2回行ってございまして、総合設備点検で全ての点検を実施しています。スプリンクラーなどは異常がないという報告で、煙感知器につきましては1か所、動作不良ということでしたので、その改修が必要ということなんです。

宮本政志副委員長 消火器は全体で何個あるんですか。

増富中央図書館副館長 今、手元に正確な数字はないんですけど、50本以上はあると認識しております。

宮本政志副委員長 その50本のうち、今回その点検によって交換するのは何本ですか。

増富中央図書館副館長 今回7本の交換となっております。

宮本政志副委員長 これは何年ごとに交換になるのか。今回の交換は不具合があったからですか。それとも、例えば2年か5年かおきに交換ということですか。

増富中央図書館副館長 10年が耐用年数で、期限が来たものが7本ということで、今回補正に上げさせていただきました。

宮本政志副委員長 それと先ほど、年2回の点検と総合点検って言われたんですが、それは消火器を扱っている業者がやっているのですか。消防署ですか。

増富中央図書館副館長 消防設備点検の資格を持った業者に依頼をしております。そういう業者であれば、消火器等を当然扱っていますので、その業者から購入ということになろうかと思います。

宮本政志副委員長 ということは、この予算の中には、点検費用は入っていないということですかね。

増富中央図書館副館長 委員がおっしゃられるとおりです。点検費用につきましては、当初予算に計上しております。

宮本政志副委員長 今、消耗品費を聞いたんだけど、修繕料で、先ほど煙感知器など三つぐらい言われました。それぞれ全体的な数が分かりますか。

増富中央図書館副館長 この修繕料で一番大きいのが、誘導灯の改修になります。こちら誘導灯は床に埋め込み式で、停電などになった場合に、緑色に光って出口を案内するものです。こちらの改修費用が147万円で、煙感知機が1台5万7,200円。非常用放送設備につきましては2万3,100円。以上が、修繕料の内訳となっております。

宮本政志副委員長 誘導灯は何か所ですか。

増富中央図書館副館長 誘導灯は、先ほど申しました埋め込み式の床の誘導灯が4か所。壁についております誘導灯が2か所となっております。

宮本政志副委員長 先ほど、全体で何か所かと聞いたけど、誘導灯は全部で何か所ですか。床の誘導灯は何か所あるうち、4か所改修する。取替えは全部で何か所あるうち、2か所改修する。それで、全部で何個あるんだろうか。

増富中央図書館副館長 申し訳ございません。誘導灯の数を全部把握しておりません。今、申しましたのが、今回の補正予算で、改修が必要な数です。床の埋め込み式は、この四つだったと思いますけど、壁の誘導等は10か所以上あったかという記憶です。

笹木慶之委員長 ほかにございませんか。ないようでしたら私のほうからお尋ねします。年2回の点検をしておられるということで、消火器のほうは分からないでもないですが、この修繕料が一気に、これだけのものが出るというのは、通常の点検は、スムーズにいつているんですかね。誘導灯が悪い、それから、非常用放送設備があり、煙探知機が悪いと一遍に出てくるような感じですが、平素のチェックは大丈夫ですか。

増富中央図書館副館長 毎年予算を取って、点検するようにしております。今回、通常の修繕料などの予算がございますので、その範囲でできるのかなというところもあったんですけど、先ほど申しました、床の埋め込み式の誘導灯の改修が、非常に高額なもので、補正に上げさせていただいたという次第です。これが、普通は電気を消した夜間であれば、問題なく光っているんですけど、照度が足りず、基準を満たしていないということで、こちらもそこまでの認識がなかったというのが、一つの原因となっております。

笹木慶之委員長 分かりました。多くの方が利用される施設ですから、やっぱり安全・安心が一番ですから、日頃のチェックをされるということが重要だと思います。ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶものあり）ないようでしたら、この件につきましては終わりたいと思います。審査番号1番、いいですね。どうもお疲れ様でした。暫時休憩します。

午前9時20分 休憩

午前9時25分 再開

笹木慶之委員長 それでは、一般会計予算決算常任委員会の総務文教分科会を再開いたします。審査番号2番、歳入に係る説明ということで19款1項1目、財政課からお願いします。

山本財政課長 それでは、議案第35号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算第4回の歳入のうち、一般財源につきまして御説明いたします。補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、このたびの補正の財源調整として繰り入れるものであり、7,769万3,000円を増額いたしております。なお、このたびの補正によりまして、財政調整基金の令和

5年度末の予算上の残高は、29億7,837万円となります。一般財源にかかる説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 ただいま、財政課から歳入に係る説明がありました。これに関する質疑を行います。委員からございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、次に参ります。次に歳出で、総務課から2款1項31目について説明をお願いします。

河田総務課長 それでは総務課分について御説明をいたします。補正予算書の14、15ページをお開きいただけますでしょうか。2款1項31目、本庁舎改修事業費、12節、委託料の50万円は、PCB廃棄物運搬処理業務を委託するものです。PCBを使用した照明器具の調査は、令和2年度に市役所本庁舎耐震改修工事に併せて行ったところ、蛍光灯の安定器10基にPCBが含まれていることが判明しましたので、令和3年度に処分を完了したところです。その当時に図面のみならず、現地で目視による調査も行っておりましたが、令和4年12月から開始しました本庁舎の内装改修工事において、令和5年3月16日に天井の撤去工事を行ったところ、市役所本館1階の西側の天井裏に蛍光灯3基が見つかりました。この安定器を調査したところ、高濃度PCBを含有していることが判明しましたので、国が指定するJESCO、中間貯蔵・環境安全事業に処理を委託するとともに、処理事業所までの運搬を委託するため、必要な費用について予算の補正をお願いするものです。発見が遅れた原因としましては、昭和56年に本館の改修を行った当時の改修図面において、これらの照明が撤去済みとなっていたこと及び設置場所が天井裏の空調のダクト、室内機、電気配線等で隠れていたことから、調査の際に漏れたものと考えております。現在、これらの安定器はPCB廃棄物の適切な保管方法に従い、ペール缶に密閉し、鍵のかかる人の出入りのない場所に保管するとともに、保健所に対し報告等を行っております。御説明は、以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。続いてシティセールス課からお願いいたします。

村田シティセールス課長 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算(第4回)シティセールス課分について御説明いたします。歳出について御説明いたします。予算書の14ページ、15ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、10目地域振興費についてです。お手元にお配りしております資料、「ふるさと納税自動販売機設置事業について」を御覧ください。1、事業概要ですが、本市に所在するゴルフ場にふるさと納税自動販売機を設置し、市外からの来場者によるふるさと納税の促進を図り、自主財源の確保を目指します。また、自動販売機の設置を広く周知することで、来場者の増加を促し、ゴルフをきっかけに、本市の認知度向上及び交流人口の増加を図ります。2、設置内容ですが、市内6か所のゴルフ場のうち希望するゴルフ場にふるさと納税自動販売機を設置します。自動販売機は、運転免許証、クレジットカードを入れ、希望する商品を押すと引換えのレシートが出てきます。それを持って、受付にいくと寄附額の30%分の利用券と交換することができます。3、ランニング及びイニシャルコストですが、返礼品が寄附額の30%、業者に支払う事務費、自動販売機の利用料などが24.38%、ゴルフ場へ支払う手数料が1.1%、これは一旦市が業者に支払い、業者からゴルフ場に支払われます。それぞれ寄附の実績に応じて支払うことになっており、初期費用となる自動販売機の設置費用や返礼品の送料は掛かりません。4、契約期間ですが、業者が自動販売機を設置するため5年間となります。5、販売開始月ですが、申込みから約3、4か月で稼働開始となりますので、概ね10月開始予定としています。6、令和4年度ゴルフ場への市外来場者数は6場の合計で約24万6,000人となっています。このうち30%の7万5,000人を土日の来場者として想定しています。7、自動販売機導入による利用件数及び納税見込額ですが、土日の市外来場者数7万5,000人の1%が自動販売機を利用すると想定して、年間750件、2,500万円の利用があり、今年度に

つきましては、10月からの利用開始となりますので、半分の375件、1,250万円と想定しています。予算書の14ページ、15ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、10目地域振興費、7節報償費、報奨金、375万円が返礼品となります。11節役務費、手数料、318万5,000円が自動販売機設置事業者への支払いとなります。24節積立金、1,250万円が寄附されたふるさと納税を基金に積み立てるものです。歳出の説明は以上となります。続きまして歳入について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金についてですが、先ほど御説明いたしました、ふるさと納税自動販売機の設置によりふるさと納税の増収が見込まれるため1,250万円を計上しています。歳入の説明は以上となります。次に5ページをお開きください。自動販売機の設置が5年間となるため、令和10年度までの債務負担行為を設定いたします。寄附額の55.48%は返礼品と自動販売機の設置事業者への支払い額となります。説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

笹木慶之委員長 ただいま説明が終わりましたが、2款1項16目、市民活動推進課から説明をお願いします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 それでは、令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）協創部市民活動推進課分を説明させていただきます。補正予算書歳出の14、15ページをお開きください。2款総務費、1項 総務管理費、16目ふるさと推進事業費、18節負担金、補助金及び交付金の地域コミュニティ事業費助成。貢献広報事業として、地域コミュニティの健全な発展を図るために実施されているもので、当事業の今年度の交付が決定されたため、今回の補正で計上するものです。内訳及び事業内容は、本日お配りしました資料を御覧ください。1ページが、杣尻自治会に自治会館のエアコン設置に関わる事業として130万円を交付するものであります。3ページをお開きください。山野井東

自治会に折りたたみ会議テーブル、ミーティングチェア等、当該団体活動にかかる備品購入事業として220万円を交付するものであります。当事業の財源は、予算書歳入の10,11ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、3目雑入、2節総務費雑入、宝くじ助成金に、歳出補正額と同額の350万円を計上しております。市民活動推進課分の説明は以上でございます。御審査のほどよろしく申し上げます。

笹木慶之委員長 ただいま執行部からの説明が全て終わりました。委員から質疑をお願いしたいと思います。まず、総務課からお願いします。

伊場勇委員 委託料の50万円の追加ということなんですけども、天井裏に蛍光灯が3基あったと。今からまだ工事をする中で、またこういったことも起こり得る場所があるかもしれないと捉えておいたほうがいいでしょうか。その辺を確認したいです。

河田総務課長 こちらは、次また起こることのないように、改めまして市の建物の中を複数の職員で目視により再確認を行いまして、こういったものがないということを確認させていただきました。

岡山明委員 今のPCBの件ですけど、保管場所は、この本庁内に管理するという話でした。それは、そういう業者がないということで、この本庁舎に管理するという状況になっていますけど、今後の管理をどうされるかお聞きしたいです。

河田総務課長 先ほど私から、鍵のかかる場所で保管するという御説明をさせていただきました。と申しますのが、このPCBという物質、大変危険でございますので、人の手に触れないように、取りあえず、この補正を可決いただきまして、業者と契約して、業者のところに運搬して処分するまでの間も、適切に保管する必要があるということで、仮置きということで、置いておるということでございますので、契約次第、運搬して

処分をするという流れになります。

宮本政志副委員長 今の岡山委員の質疑で、業者のところで、業者が保管するということですか。市役所本庁舎内で保管するとかじゃなくて。

河田総務課長 今は、取り急ぎ庁舎の中で、鍵がかかるところ、人が通らないところに仮置きをしておるといってございますので、可決いただきましたら、指定の業者が運搬して、国指定の J E S C O の事業所で無害化処分をするという流れになります。

宮本政志副委員長 これは僕の勘違いかもしれんけど、その P C B が含まれる昔の白色蛍光灯は、確か替えないといけない、何か法改正があったような気がするんですよ。もうその法改正が施行されたのか、今から施行されるかなんだけど、それに併せて本庁舎内の P C B が含まれているであろうという蛍光灯は結構あるんですか。ほとんどないのかな。

河田総務課長 先ほども御説明をしましたが、この改修の以前に、調査をして、取替えを行ったところのございますけれども、大変申し訳ありません。このたびは3台、この天井裏を剥がして工事をする際に、図面上撤去したと記載されていたものが、実際には撤去されずに残っていたものが見つかりましたので、取り急ぎ処分をするということになります。それで、処分の期限ですけれども、本来でしたら、もう処分をする期限が過ぎておりますけれども、J E S C O に御相談をさせていただきまして、この8月までに搬入をすれば、処分が可能という御返事をいただきましたので、このたび急ぎで補正をお願いしたいというところで考えております。

宮本政志副委員長 さっきの質疑は、この本庁舎内の蛍光灯で、P C B が含まれるであろうと思われるものはもうない。その3本で終わりということですかね。

河田総務課長 はい。これで全てP C Bが含まれないものに替えております。

岡山明委員 今回の件で申し訳ないですけど、この3階で今、傍聴席に向かう廊下の天井裏を点検していると思うんですけど、それでこのP C Bの分は、令和2年でそういう改装ということで見られたんですけど、今回みたいな状況で、先ほど言われたように、そういう蛍光灯など、その辺の設置はP C Bなんかそういうのは入ってないという解釈でよろしいですかね。今回たまたま3階の天井裏やっているものですから、その辺は問題ないという解釈でいいですか。

河田総務課長 御心配をおかけして申し訳ございません。このたび、全てP C Bが含まれないものに改修しております。このたび御覧いただいた天井の改修もしておりますけれども、もうこちらのほうにはP C Bが含まれないものを設置しておるということで御理解いただければと思います。

伊場勇委員 保管している場所は——やっぱり市役所は市民も使われるので、ちゃんと隔離したところなのかなと思うんですけど、どこかというのは言えますか。それは言えないですか。

河田総務課長 大変申し訳ございません。こちらのほうも、公表できないところでございますけれども、ふだん人が通らないような、特別な場所になっておりますので、庁舎の中を通行いただいても御覧いただけない、近づけないような場所となっております。

笹木慶之委員長 一つだけ私のほうから申し上げておきます。これは全て撤去ということですが、先ほど発言があったように、過去に、既に撤去済みと報告されておったのが、隠れておったという、誠に情けない話なんですけど、今後はそんなことありませんね。

河田総務課長 このようなことがないように、庁舎内全てを、複数の職員で再

度、目視で現地の確認を行って、ないということを確認しております。

笹木慶之委員長 分かりました。この件ではほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次に参ります。次は、シティセールス課について質問をお願いします。

伊場勇委員 これは新しい取組で、いろいろ御検討されて、その結果、議案として出てきて、各ゴルフ場についてヒアリングもされていると思うんですけど、その状況についてお聞かせください。

村田シティセールス課長 まだ事業実施が決定する前ですので、ふるさと納税自販機の概要を説明して、もし、事業実施が決定した場合に、導入しますかという感じで、各ゴルフ場を訪問し、お聞きしております。どのゴルフ場も、おおむね設置には前向きな印象でした。ただ、フロント対応など、そういった人的な負担を心配するという声はありました。

伊場勇委員 全場行かれていろいろ聞いているというのは、僕も聞いていたんですけど、導入するに当たって、場によっては、いろいろフロント業務にも簡素化に努めて行かれているところもあるかと思うので、その辺の対応も併せてしていかなきゃいけないのかなと思ったんですけども、それは、この議案が通ってから、またどういった支援ができるのかというのを考えていくということでもいいですか。

村田シティセールス課長 そうですね。事業の実施が決まったら、自動販売機の設置事業者と一緒に、また各ゴルフ場に説明にお伺いしまして、設置に向けた詳細な説明をしたいと思っております。その際に、課題等がまた出てきましたら、三者で協議して、しっかり対応していきたいと考えております。

伊場勇委員 設置をする理由に、来場者の増加と書いておりますが、これ、再

来場の動機まで結びつけることができるのかというところをどう考えているかというところでは、例えば、年収500万円の人が、ふるさと納税する限度額は、共働きだったら6万円ありますよね。その30%、1万8,000円。2人で行ったら、1回で終わってしまいます。例えば、配偶者と子供がいて、そうしたら約4万円のふるさと納税ができて、結果1万2,000円のリターンがある。ただこれ1回で終わってしまいますよね。だから、この自販機があって、利用者の増加にどういうふうにつながっていくと考えているのか、そこを教えてください。

村田シティセールス課長 このふるさと納税を利用してもらうことで、簡単な手続で、実質無料でプレーができるといったメリットがございます。浮いたお金で、また再来場していただくという可能性は十分にあると考えております。また、今、設置事業者とお話する中で、全国で自動販売機を設置している場所で、ゴルフ場というのは、断トツに利用が多いということも聞いておりますので、しっかりPRしていけば、実績がついてくるものと考えております。

伊場勇委員 この取組は全国で少しずつ増えていて、来客が増えたとか、利用者が増えたとか。この自動販売機を聞いたりもするんですが、いろいろ調べると、電話番号登録したり、そのあとメールアドレスも登録したりしなきゃいけないと、高齢者の方は、なかなか難しい部分もあるのかもしれないです。例えば、免許書が読み取れないとか、名前が難しいものだったら読み取れないとか、いろいろあるらしいんですよね。その辺もいろいろ加味されているんだと思うんですけども、その他のゴルフ場でのそういったトラブルというのは把握されているんですか。

村田シティセールス課長 例えば、今お話をされたように免許証が読み取れない場合になってくると、手元のキーボードで手入力となります。こういったところで少なからず、ゴルフ場のフロントに御対応いただくということが生じてくる可能性もありますが、こういったトラブルが発生した場

合は、コールセンターを設置しておりますので、おおむねそこで対応できるものと考えております。

伊場勇委員 多分、そのコールセンターに掛けるということは、なかなか現実問題ないかなと思っています。ゴルフ場のフロントの人に、「すみません、ちょっと来てください」と言って、これは何かから始まって、もしかしたら、ふるさと納税の説明から始まるかもしれませんし、読みとれるのだけとか、そういったことも考えられるかなと思うんですよね。やることは制度的でいいと思うんですけども、ただそこで、ゴルフ場に対してのメリット——手数料が少し入ってくるとかありますけど、やっぱり市のほうのメリットが結構大きいなど、これを見て思うんですよ。プラス、ゴルフ場については本市の特色でもありますから、トータル的な支援というのいろいろ考えていかなきゃいけないのかなと思うんですね。パンフレットを今つくっている最中だと思うんですけど、トータル的な支援についてもいろいろ考えはあるんですか。

村田シティセールス課長 今年度、市内のゴルフ場を紹介するリーフレットを作成して、市外にPRしていくという事業も行うことにしております。このたびの自動販売機の設置は、寄附額を伸ばすという目的の一つであります。今後ゴルフ場のPR事業を行っていくという一環でも実施する予定にしておりますので、リーフレットの作成等のゴルフ場のPRと連動させて、しっかりとPRしていきたいと思っております。ちなみに、ゴルフ場の自動販売機を設置するメリットといたしましては、まず一つ目が、利用者の増加につながるということ。施設の納税額の売上げの1%を手数料として、ゴルフ場にお支払いするという。通常はふるさと納税を利用したら、郵送で発送していただくことになるんですが、発送の手間がかからないということ。通常はゴルフ場でクレジットカードで支払いした場合にゴルフ場のほうにクレジットカードの手数料がかかってくるんですが、ふるさと納税の自販機を利用していただいたら、クレジットカードの手数料も市が負担するというメリットはございます。

笹木慶之委員長 よろしいですか。ふるさと納税の自販機ということで、そちらにテーマを絞って質問お願いしたいと思います。

岡山明委員 確認しますが、この寄附額30%はあくまでもゴルフ場の利用券ということで、ほかには使えないということですね。ゴルフ場で使う利用券ですよという感じでいいですね。

村田シティセールス課長 このたびゴルフ場に設置する自動販売機につきましては、ゴルフ場の利用券のみとしております。

岡山明委員 そういう状況で、ゴルフ場で3割が使われると。ゴルフ場で、自動販売機を利用したと。利用した当日に30%分は利用できるんですか。それとも当日は使えませんか。

村田シティセールス課長 自動販売機で寄附していただいた場合に、その場で使えるようになります。

岡山明委員 最後なんですけど、山口県は全部で19市町ありますよね。その19市町の中で、先ほどお話あったように、このゴルフのふるさと納税の自動販売機、ゴルフ専用の自動販売機設置をされている市町は山陽小野田市以外どこかありますか。

村田シティセールス課長 検討してらっしゃる自治体はありとお聞きはしておりますが、今のところ設置している市はありません。

岡山明委員 そうすると、ふるさと納税自動販売機、ゴルフに関する自動販売機に関しては、県内初ということですね。

村田シティセールス課長 県内初でいいと思います。

宮本政志副委員長 今の岡山委員の質疑にも少し絡むかもしれないけど、そもそもゴルフ場の利用者が、この資料の裏に、年間約24万6,000人で多いですよ。資料には、ふるさと納税の促進を図りたいと。それで、このことによって、ゴルフ場の来場者の増加も見込めますという、こういった目的で今回この自動販売機に絞った、これを選択した理由というのは、恐らくほかにもいろいろ検討されたんでしょうけど、この自動販売機を選んだ何か理由というのは。

村田シティセールス課長 この自動販売機は、宿泊施設やアウトレットモール、道の駅など、いろいろな場所にも置かれているそうです。ただ、断トツにゴルフ場が多いということをお聞きしました。やはり、寄附をしたら、すぐその場で使えるっていうメリットが大きく、利用数が多いということがありましたので、ゴルフ場にはこの自動販売機が一番マッチするんじゃないかと考えております。ほかにも、例えば、QRコードが置いてあって、スマホで、その場で寄附できるというようなシステムとかもあると聞いておりますので、ゴルフ場に限らず、飲食施設など、そこに合ったものがあれば、随時検討していきたいと考えております。

宮本政志副委員長 ということはね、先ほど岡山委員は県内のことを言われたけど、県内じゃなくて、担当課も全国いろいろなところを調査したということね。今の答弁はよく分かりました。それとね、資料の6番、7番にある24万6,000人は実数でしょうけど、土日の想定を約その3割の7万5,000人。それで想定7万5,000人のうちの1%の約750人がこの自動販売機を利用されることを想定と書いていますよね。この数字の算出の根拠は何ですか。

村田シティセールス課長 この予算につきましては、かなり想定が難しいと。難しかったので、事業者に相談して、これくらいの寄附があるだろうという金額が、利用者の1%となりました。ただ、このうち平日につきま

しては、結構、高齢者のプレーが多いとお聞きしましたので、高齢者の方はあまりふるさと納税を活用しないだろうというのがありますので、土日のみで算出しました。ただ、あくまでも予算の想定なので、もっと利用があるように、PRの努力はしていきたいと思っております。

宮本政志副委員長　ということはね、ゴルフ場の利用税は確か高齢者など、非課税ですよというところがあったからね。それとふるさと納税の連動で確かに今言われるようにあるんだよね。そうするとしっかり、ゴルフ場の利用税のような県税も含め、ふるさと納税しそうな、そういう世代に向けても今後力を入れていくんだと思うんです。それと2番に、自動販売機設置事業者の審査ありと書いてあるんですけど、どういう審査をして、もしかしたら、その審査で駄目って——設置したいんだけど駄目となる可能性あるんですか。

村田シティセールス課長　審査というのは、今回、このふるさと納税の自動販売機は事業者が自分で設置いたします。ですから、利用がないと負担が全部事業者に行ってしまう。利用者数っていうのを気にしておられましたので、もしかしたら、利用者数で設置しないと言われるかもしれないということがあるんですが、うちとしては、6場全部に設置してほしいという話をしておりますので、その方向でお願いしていきたいと思っております。

宮本政志副委員長　そうすると、この自動販売機の設置代とか、全部そのゴルフ場の事業主が負担ですか。

村田シティセールス課長　初期の設置につきましては、事業者が自分で設置されます。それで、ふるさと納税の寄附があったときに、自動販売機の利用料として、うちが何パーセントか支払うようになっております。ですから、うちにとっては、リスクはない制度です。自動販売機の設置は設置事業者が負担です。

前田浩司委員 2番の設置内容のところの「運転免許証とクレジットカードで簡単に手続が可能」ということなんですけれども、特に高齢者の方の、運転免許証返納ということを考えますと、ほかに使えるものというのは何かあるんですか。

村田シティセールス課長 すみません。今のところ、運転免許証とクレジットカードとお聞きしております。たしかに、高齢者の方であれば、運転免許証がないという方もいらっしゃるかもしれませんので、その辺はまた、事業者を確認しておきます。

笹木慶之委員長 ほかにありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）私から二つほどお尋ねします。まず1点は、これは県内の方、本市の方は利用できるんですか。

村田シティセールス課長 通常のふるさと納税と同じですので、市内の方が利用したら、返礼品はございません。市外の方は利用できます。

笹木慶之委員長 これは市じゃなくて、ゴルフ場利用税は県ですからね。大丈夫ですね。市外の方大丈夫よね。

村田シティセールス課長 ゴルフ利用税とは全く関係のないものです。

笹木慶之委員長 もう1点お尋ねしますが、この事業者の選定方法、これ実は兵庫県で大きなゴルフ場を持っているまちがありますよね。そのまちは、市がこの機器を購入かリースをしているパターンになっているようですけど、その辺との比較は、これ当然された上でのこういう方法論の決定でしょうね。

村田シティセールス課長 この自動販売機で、特許を取っていらっしゃるのが

1社のみですので、多分同じ業者だと思うんです。最初、ふるさと納税の業者から提案があったときは、市が買い取るという形でした。今回の提案につきましては、コストがかからない形、ふるさと納税から利用料を支払うという形の提案がありましたので、それを受けて検討した結果ということになりますので、市がリースをしてという形については、業者からも聞いておりません。

笹木慶之委員長 兵庫県自体は、市がリースしているのか、買い取っているのか分からないけれどもね。その使用料と税金の額を比較して、同じ業者で、このパターンが提示されたということですね。分かりました。市民活動推進課の質問を受けます。

伊場勇委員 このコミュニティ助成事業の概要を知りたいです。資料を見ると、一般社団法人自治総合センターに申請をして、宝くじの助成金でこれを行うと。その仕組みがよく分からないので説明してもらえますか。

西崎市民活動推進課主幹 コミュニティ助成事業の概要でございますが、一般財団法人自治総合センターの事業でございます。宝くじの社会貢献広報事業としての補助事業でございます。実施主体は、市が基本的に助成の申請主体となりますので、市が県を通じて、自治総合センターに助成の申請をします。間に県が入っていますので、決定した場合には、県を通じて決定通知が来るという流れになっています。

伊場勇委員 決定されたら、その金額のお金が、宝くじの助成金として、市に入ってくるという形なんですね。

西崎市民活動推進課主幹 はい、宝くじの収益金を原資となった助成事業でございますので、今回6月補正で可決していただきましたら、事業を実施しまして、その後年度内に県を通じて、今回の歳入が入金されるというような流れになっています。

伊場勇委員 この事業は、今、二つの自治会でしたけども、いろいろな自治会の持ち物についても大分劣化しているところもあるかと思います。この二つに決めた経緯と、そのほかにどういった要望があったのか、その整理の仕方について教えてください。

西崎市民活動推進課主幹 令和5年度の助成事業ですけれども、去年の令和4年8月に県を通じて募集があります。その後、市で広報等をして、今回四つの団体から申請が上がりました。4件とも市から県を通じて自治総合センターに申請したところ、4件のうち2件が採択されたという流れになっております。

伊場勇委員 でしたら、四つのうちの二つは残念ながら採択されなかったということなんですけれども、何か理由というのはありますか。どういうふうになるんですか。全体的な上限や予算が決まっているのか。

西崎市民活動推進課主幹 例年、申請して採択されるということではないんですけれども、今回、4件申請して、そのうち2件が採択された理由までは確認ができておりません。今まで採択した理由は公表されておりません。あくまで自治総合センターの裁量で採択をされるというような形になっておりますので、市で不採択の理由は把握しておりません。

伊場勇委員 そうしたら、採択されなかった自治会は残念ですよ。そういうことを理由は言えませんかと答えているんですか。何で採択されなかったんですかと聞かれたら、理由は分かりません、言えませんがね。

西崎市民活動推進課主幹 あくまで実施主体が自治総合センターになりますので、市で補助しますけれども、その申請をしたところ、採択はされなかったということで御理解をいただいております。

伊場勇委員 分かりました。これは四つの自治会からということなんですけど、これはどのように募集しているんですか。広報紙などですか。それとも、自治会連合会がありますが、そこをお願いできるんですか。

西崎市民活動推進課主幹 周知の方法でよろしいですか。（うなづく者あり）先ほど申しましたように、夏頃に募集を開始しますので、すぐに広報で募集開始をするのと、ホームページでの周知をさせていただいております。ホームページでは、常設で広報させていただいております。毎年この補助事業はありますから、いきなり募集を開始しても、見ていらっしやらない方もいるかもしれないので、基本的にホームページでは、毎年こういった助成があるので、自治会や団体のほうで、助成金を活用したいということがありましたら、補助の申請上、時期をよく確認してほしいということでの周知をさせていただいております。

宮本政志副委員長 この見積りは担当課が作られたか。自治会が自分で見積りを求めて、これを提出されたんでしょうか。

西崎市民活動推進課主幹 あくまで実施の主体は自治会でございますので、自治会のほうで見積り等を取っていただいております。ただ、市からは、市内業者から優先して発注をお願いしているところでございます。

宮本政志副委員長 そこが聞きたかったんですよ。そうすると自治会のほうで見積りを取るときに、市内業者で賄えるものは市内業者でということは、強く行政のほうから言われているんですよね。

西崎市民活動推進課主幹 はい、おっしゃるとおり、市内業者からということで重々お願いしております。

宮本政志副委員長 これはそのまま事業が進むと、市内業者に発注となりますか。

西崎市民活動推進課主幹 今回の2件の事業につきましても、両方とも市内業者に発注をしていただける予定になっております。

前田浩司委員 広報用の表示シールというのが、1枚目はシールという表現で、2枚目の山野井東自治会は、くうちゃんシールと書いてあります。シールの内容は同じものですか。

西崎市民活動推進課主幹 シールは同じものでございます。これは宝くじの広報事業ですので、シールを貼って広報しなさいという、かなり厳しい指示があります。パーツずつにシールを貼らないといけないとか、いろいろ厳しい条件ありますので、シールの内容は、宝くじ貢献を対象としたシールでございます。

笹木慶之委員長 ほかにありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）全体を通してありませんね。（「ありません」と呼ぶ者あり）それではないようでございますので、この審査を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

午前10時12分 散会

令和5年（2023年）6月12日

総務文教常任委員長 笹木慶之